登録等申請のてびき

令和６年３月
経 済 産 業 省

個別信用購入あっせん、包括信用購入あっせん及びクレジットカード番号等取扱契約の締結を業として行う場合には割賦販売法（昭和３６年法律第１５９号。以下「法」という。）に基づく登録が、登録申請の内容に変更が生じた際には法に基づく届出が必要です。

また、令和２年の法改正において、新たに包括信用購入あっせん業者について高度な技術的手法を用いた与信審査による与信を可能とする事業者の認定制度及び少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度を創設しています。

つきましては、個別信用購入あっせん業、包括信用購入あっせん業、登録少額包括信用購入あっせん業又はクレジットカード番号等取扱契約締結業を営もうとするときや登録を受けた後に申請した内容に変更が生じたときは、この「登録等申請のてびき」の要領に従って、申請をしてください（少額の包括信用購入あっせんを行う事業者が当該与信審査の方法や体制を変更しようとする場合も変更の登録が必要です）。また、包括信用購入あっせん業について高度な技術的手法を用いた与信審査に係る認定を受けようとする事業者（当該与信審査の方法や体制を変更しようとする場合も認定が必要です）もこの「登録等申請のてびき」の要領に従って、認定申請をしてください。

なお、個別信用購入あっせん業者の登録更新手続については、「個別信用購入あっせん業者の登録更新について」を御確認ください。

１．登録が必要な事業者について

① 個別信用購入あっせん業を営もうとする事業者

② 包括信用購入あっせん業を営もうとする事業者

- 包括信用購入あっせん業を営もうとする事業者については、法第３１条の規定に基づく登録が必要です。
- 包括信用購入あっせん業者は、包括支払可能見込額調査に代えて法第３０条の５の４第１項に規定する利用者支払可能見込額の算定を用いることができることとする認定を受けることが可能です（この場合、包括信用購入あっせん業者の登録が別途必要です。以下、当該認定を受けた者を認定包括信用購入あっせん業者といいます）。当該認定の申請にあたって、過去延滞率を取得する場合は、参考様式５－１を用いて株式会社シー・アイ・シーに依頼を行ってください。
- また、認定包括信用購入あっせん業者は、当該認定に係る利用者支払可能見込額の算定の方法又はその算定を行う体制を変更しようとするときは、法第３０条の５の４第３項の規定に基づく変更の認定を受けることが必要となります。なお、認定包括信用購入あっせん業者で当該認定の取下げをしようとする場合は参考様式５－２により行ってください。認定取下げ後、包括信用購入あっせんの営業を

継続する場合には、同様式とともに、割賦販売法施行規則第６３条第２項第７号に規定する社内規則等及び同項第８号に規定する組織図のうち、同法第３０条の２第1項本文に規定する調査（包括支払可能見込額調査）に係るものを提出してください。また、認定取り下げ後、包括信用購入あっせんの営業を廃止する場合には、法第３５条に規定する営業廃止届出書を提出してください。

・包括信用購入あっせんについては、法第３１条の規定にかかわらず、法第３５条の２の３の規定により、経済産業省に備える少額包括信用購入あっせん業者登録簿に登録を受けることで業として営むことができます（以下、当該登録を受けた者を登録少額包括信用購入あっせん業者といいます）。当該登録の申請にあたって過去延滞率を取得する場合、参考様式５－１を用いて株式会社シー・アイ・シーに依頼を行ってください。

・また、登録少額包括信用購入あっせん業者は、当該認定に係る利用者支払可能見込額の算定の方法又はその算定を行う体制を変更しようとするときは、法第３５条の２の１２の規定に基づく変更の登録を受けることが必要です。

③クレジットカード番号等取扱契約締結業を営もうとする事業者

※いずれも登録免許税は１５万円です。

２．登録等申請先について

登録等の申請先は次の①及び②に記載のとおりです。いずれについても、Gビズフォーム（https://form.gbiz.go.jp/）から申請をしてください。やむを得ずGビズフォームによる申請が行えない場合には、各経済産業局等担当課室に御相談ください。

①個別信用購入あっせん業、包括信用購入あっせん業及びクレジットカード番号等取扱契約締結業を営む事業者の登録申請及び変更届出は、主たる営業所（本店等）の所在地を管轄する各経済産業局等にて受け付けております。

②以下の申請・変更認定及び変更届出については経済産業省商取引監督課にて受け付けております。

・法第３０条の５の４に規定する認定（認定包括信用購入あっせん業者）

・第３５条の２の３に規定する登録（登録少額包括信用購入あっせん業者）

（各経済産業局等管轄区域及び連絡先一覧）　※メール送信の際は、■を@に置き換えてください。

局名	部署及び連絡先	管轄区域等
北海道経済産業局	産業部 消費経済課 直 通 011-709-1792 bzl-hokkaido-kappu■meti.go.jp	北海道
東北経済産業局	産業部 消費経済課 直 通 022-221-4917 bzl-thk-kappan■meti.go.jp	青森県　岩手県　宮城県　秋田県 山形県　福島県
関東経済産業局	産業部 商務・取引信用課 直 通 048-600-0403 bzl-kappan-kanto■meti.go.jp	茨城県　栃木県　群馬県　埼玉県 千葉県東京都　神奈川県　新潟県 山梨県 長野県　静岡県
中部経済産業局	産業部 消費経済課 直 通 052-951-2560 bzl-chb-kappan■meti.go.jp	岐阜県　愛知県　三重県　富山県 石川県
近畿経済産業局	産業部 消費経済課 直 通 06-6966-6027 bzl-kin-kappan-at■meti.go.jp	福井県　滋賀県　京都府　大阪府 兵庫県　奈良県　和歌山県
中国経済産業局	産業部 消費経済課 直 通 082-224-5671 bzl-cgk-kappan■meti.go.jp	鳥取県　島根県　岡山県　広島県 山口県
四国経済産業局	産業部 商務・流通産業課 直 通 087-811-8526 bzl-sik-kappan■meti.go.jp	徳島県　香川県　愛媛県　高知県
九州経済産業局	産業部 消費経済課 直 通 092-482-5460 bzl-kyu-kappu■meti.go.jp	福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県 大分県　宮崎県　鹿児島県
沖縄総合事務局	経済産業部 商務通商課 消費経済室 直 通 098－866-1741 bzl-oki-shohikeizai■meti.go.jp	沖縄県
経済産業省	商務・サービスグループ 商取引監督課 電 話 03-3501-1511（内線 4191） bzl-credit■meti.go.jp	法第３０条の５の４による認定及び法第３５条の２の３による登録に係る申請

３．登録申請等書類について

登録に必要な申請書類は、それぞれ次のとおりです。

① 個別信用購入あっせん業を営もうとする事業者

法第３５条の３の２４及び割賦販売法施行規則（昭和３６年通商産業省令第９５号。以下「施行規則」という。）第９９条の規定に定める書類等。詳細は別添申請様式一覧（１）[1]並びに参考資料１－１及び１－２を参照ください。

② 包括信用購入あっせん業を営もうとする事業者

法第３２条及び施行規則第６３条の規定に定める書類等。詳細は別添申請様式一覧（２）[1]並びに参考資料２－１及び２－２を参照ください。

法第３０条の５の４第１項による認定を受けようとする場合には、施行規則第６１条の規定に定める書類等。詳細は別添申請様式一覧（２）[3]並びに参考資料３－１及び３－２を参照ください。法第３０条の５の４第３項の変更の認定を受けようとする場合には、施行規則第６２条の２に定める書類等。詳細は別添申請様式一覧（２）[4]並びに参考資料４-1及び４－２を参照ください。

また、包括信用購入あっせん業の法第３５条の２の３による登録に係る申請については、法第３５条の２の９及び施行規則第６８条の９の規定に定める書類等。詳細は別添申請様式一覧（２）[5]並びに参考資料５－１及び５－２を参照ください。法第３５条の２の１２による変更の登録に係る申請については、施行規則第６８条の１４の規定に定める書類等。詳細は別添申請様式一覧（２）[6]並びに参考資料６－１及び６－２を参照ください。

③ クレジットカード等取扱契約締結業を営もうとする者

法第３５条の１７の３及び施行規則第１３３条の２の規定に定める書類等。詳細は別添申請様式一覧（３）[1]並びに参考資料７－１及び７－２を参照ください。

※変更届出の書類については、当省ウェブサイトの【申請様式一覧】における該当項目を御参照ください。

４．登録等の手順について

事前相談　※登録の事前相談は必ずお電話で御連絡ください。

↓

個別信用購入あっせん業者、包括信用購入あっせん業者及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録、また法第３０条の５の４による認定及び法第３５条の２の３による登録については随時受け付けております。

登録申請を円滑に行っていただくため、本申請に先立ち、申請内容の確認を行いますので、各経済産業局等担当課室に連絡の上、登録申請書類のドラフトを御持参下さい。特に法令の遵守、苦情処理、クレジットカード番号等の適切管理などの法規制に係る「体制整備」（別添参考資料１－２、２－２、３－２、４－２、

５－２、６－２及び７－２参照）については、社内規則等に基づき対面のヒアリングによる審査を行います。

本申請

⇩（原則として２ヶ月以内）

登録完了

※Gビズフォームにおける届出ステータスが一定の期間を経ても「提出済」または「受理済」とならない場合等は、正しく受理されていない可能性があるため、個別に御連絡をお願いします。